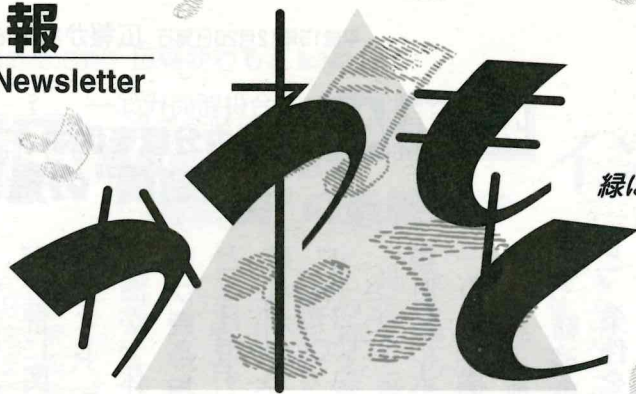




緑にこだます音楽の里

2003 12 December No.392
平成15年
<http://www.kawamoto-town.jp/>



「こんにゃくの商品化が大きな夢」。芋畑地区では地元の方を中心に、こんにゃく芋づくりに取り組んでいます。
「最終答申」は、同地区のように、住民や行政の創意工夫で“地域力”を高めていくことを求めています。

特集 44

合併新時代③
地域内分権を促す
地方制度調査会の「最終答申」

分権時代の新たな自治制度を検討する政府の諮問機関・地方制度調査会は、最終答申「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」をまとめ、小泉首相に提出しました。その柱の一つは、自治体内の一定区域を単位に『地域自治組織を置くことができる』とし、住民自治の強化を促しています。今後の自治体運営の行方を左右し、地域内の分権を促す「最終答申」を特集します。

社会情勢の変化に対応した、地方行財政のあり方を検討する地方制度調査会は十一月十三日、地方分権や少子高齢化に対応するため、市町村の規模や能力を、合併によって高める必要性を強調した最終答申をまとめました。

注目された自治体改革では、▽自主的な市町村合併を推進する合併特例法の期限（平成十七年三月末）後、なお残る人口一万人未満の市町村に対して、都道府県が新たな合併構想をまとめ、合併協議

会の設置や住民投票の実施も含めた勧告・あっせんを行う▽地域の住民自治を充実していくための「地域自治組織」創設などを提唱し、特例法を引き継ぐ新法に反映するよう求めています。

平成十七年四月以降の
合併推進の手法

答申では、財政的な支援策を盛り込んだ現行の特例法が切れた後、財政支援措置は打ち切るものの、自主的な合併を促すための

特集44

—合併新時代③—

地域内分権を促す

“地制調”の最終答申

新法を制定し、更に一定期間、合併を促すとしています。

促進策の中心は、都道府県が合併に関する構想を策定することとし、▽自治体は別でも生活圈が一体化している地域の合併▽政令指定都市や中核市などを指すための合併▽小規模町村がかかわる合併などを対象に挙げています。

さらに、合併を促すべき小規模町村の人口規模を『おおむね一万人未満を目安とする』と明確にし、地理的条件や人口密度、経済事情なども考慮すると、条件を付けています。

それでも合併が困難な小規模町村は、窓口サービスなど一部の事務だけを行い、残りの事務は都道府県が肩代わりする「特例的団体」として検討していくことも盛り込んでいます。

メモ○来年の通常国会へ提出が予定されている新法では、合併特例債などの財政支援措置はとるべきではないとしながらも、期限切れまでに都道府県への合併申請を終えて、平成十八年三月末までに合併した場合は、現行の救済措置が受けられるようにすべきだとする救済案を打ちだしています。

地域自治組織

一方、合併すれば周辺地域が衰退するという小規模自治体の懸念に配慮し、自治体の判断で、旧市町村などを単位に「地域自治組織」を複数置くことができる、新たな制度を提唱しています。

地域共同的な事務を処理するとともに、住民自治を確保することを目的とし、▽法人格を有しない行政区的类型（一般制度）▽合併した場合に限り、合併後の一定期間、旧市町村単位に法人格を認めるタイプ（特別地方公共団体）の二つの類型が想定されています。

（※「地域自治組織比較表」を参照）

メモ○地域自治組織は、住民が自由に加入・離脱できる自治会などと違い、対象区域の全住民が構成員となる公共的組織ですが、「長」は基礎自治体の首長による選任で、議会にあたる「地域協議会」の構成員（原則無報酬）も、公職選挙法による公選で選ぶことはできません。

「地域自治組織」比較表

提 唱 者	第27次地方制度調査会「最終答申」	
提唱年月日	平成15年11月13日	
名 称	地域自治組織（行政区的类型）	地域自治組織（特別地方公共団体タイプ）
市町村合併との関連	合併にかかわらず、一般制度化する	合併後の一定期間、旧市町村に設置できる（経過措置的に設置）
区 域	必要な地域とする	旧市町村を単位とする
団体の性格	法人格を持たない	法人格を持つ
法的対応	対象区域や事務の範囲など基本的な事項は、市町村の条例で定める	合併協議の場において、規約を定める
設置手続き	***	都道府県が認可などを行う
機 能	市町村の一部として仕事を受け持ったり、住民の意向を反映させる	法令により義務づけられていない市町村事務のうち、地域自治組織の区域にかかる協同的な事務で、規約に定めるものを処理する
財 源	***	市町村から財源を移転する
権 限	***	予算などの決定権を持つ 課税権と地方債の発行権限は持たず、地方交付税の交付対象団体にもならない
組 織 構 成	長と議会に代わる「長」「地域協議会」を置き、事務所を設ける	
	「長」「地域協議会」構成員は、市町村長が選任する 構成員は原則として無報酬	「長」「地域協議会」構成員の選出方法は規約で定める 構成員は原則として無報酬 事務局の職員は、市町村からの派遣または兼務を原則とし必要な場合には臨時職員を採用できる
地域協議会（仮称）	地域自治組織の区域にかかる市町村事務に関し、「長」の諮問に応じて、審議・意見の申し立てなどができる	地域自治組織の予算などを決めるほか、市町村その他の機関に意見の申し立てなどができる

***印は、最終答申に明記されていない事項

今調査会の論議は、基礎自治体（市町村）改革が中心であったことから、広域自治体のあり方（同州制など都道府県改革）は、次期調査会の課題とされています。



メモ○地方制度調査会○昭和二十六年に第一次調査会が設置されて以来、現在まで二十七次にわたり設けられ、行政・財政・税制など、地方制度に関する重要事項が調査・審議されています。委員（任期二年間）は、国会議員、地方議会議員、自治体の首長、学識経験者などで構成されています。

特集44

—合併新時代③— 地域内分権を促す “地制調”の最終答申

インタビュー interview

現在の合併特例法に置きかわる新法で、住民自治を促す「地域自治組織」を提案し、さらに合併推進の対象となる市町村規模の目安を「おおむね人口一万人未満」と具体的に示した地方制度調査会。分権時代の受け皿となる地方自治のあり方は、最終答申が示されたことにより新たな段階を迎えています。市町村はこの動きをどう受け止め、まちの未来像を描けばいいのでしょうか。島根県立大学総合政策学部教授の吉塚徹さんに聞きました。

—最終答申をどのようにみていますか。

「答申では、分権時代のまちづくりの担い手は、住民に最も身近な市町村であるとし、福祉や教育、地域振興などを自らの力で処理できるよう求めています。一方、今後の財政支援のあり方については、ほとんど触れていません。まちの将来展望や施策展開、財政運営など、すべて各市町村の責任でやりなさいということとを警告している答申と言えます」

「難題は、市町村の規模や能力の充実を、市町村合併によって高めていく必要があると強調し、合併特例法の期限である平成十七年三月末までに成果を上げようとしていることです。これまで国は、市町村の判断による（自主的な合併）を唱えてきましたが、都道府

県による合併の構想づくりを盛り込み、人口規模で一律に線引きをしようと考えています。特に、人口一万人未満の小規模自治体は、不安を払しょくできないでしょう。事実、市町村からは、人口規模と自治能力は無関係であると異論が出されています」

—なぜ合併対象の目安を「おおむね人口一万人未満」としているのでしょうか。

「地域内分権型社会」対応への意識改革が急務



島根県立大学総合政策学部

教授 吉塚 徹さん
＜行政学・地方行政論＞

ることにより、地方交付税などをスリム化していこうというねらいがあると言われています。答申が、来年の通常国会に提出される新法や運用基準にどう反映されるのか、見極める必要があります」

—住民参加を意識した「地域自治組織」の制度化についてはいかがですか。

「住民自治を重視した新しい仕組みですね。地域の実情に見合った独自予算を決めたり、意見具申をするなど、浜田・那賀郡が旧市町村を自治区に位置づけたとした住民自治区制度をはじめ、全国で相次いで発表された、新しい自治制度構想が反映されています。うまく活用すれば利点が得られるのでしょうが、答申では、『長』を自分たちで選べない、仕事を選べない、課税権がない、法人格も期限を区切るなど、制約が目立ち、対処療法的な効果しか望めないのでは」

—今後、住民や行政にはどのようなことが求められてくるのでしょうか。

「地形や基幹産業、文化、風習など、異なる小地域や集落が集まり、まちを織りなしています。私がかねてから、その小さな地域一

つひとつが、身近な課題を柔軟に解決できる力から、ひいては生産力・経済力など（小さな市場）を生み出す力まで持てるような仕組みづくりが、中山間地域のまちづくり論議には必要であると強調してきました。自分たちの住んでいる地域には、どのような資産や人もの、情報があるのか、近隣の地域とどう違うのか。それを踏まえた上で、暮らしやすい地域の将来像を描き、地域住民、行政、学校、企業などが連携を図る（協働のまちづくり）が急がれます」

「特例法の期限が迫る中、合併に向けた法定協議会や任意協議会に参加している市町村は、全国で三分の二を超えています。計画が具体化するにつれ、協議会から離脱する市町村や、協議会が解散するケースが目立つ一方、人口一万人の自治体は、現在の約三分の一に減少していきだろうという調査結果も公表されています。いずれにしても、平成の合併問題の核心は、地域力を高めていく地方自治の仕組みが画一的であると同時に、市町村財政が厳しさを増し、行財政改革が求められているというところにあります。まちづくりにおいて、その視点を見失わないようお願いいたします」

—ありがとうございました。

7. 職員手当の状況 (平成15年4月1日現在)

区分	川 本 町	国
期末手当 勤勉手当	(支給割合)	(支給割合)
	期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当
	6月期 1.55月分 0.70月分	同じ
	12月期 1.70月分 0.70月分	
	計 3.25月分 1.40月分	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置有	同じ
退職手当	(支給率)	(支給率)
	自己都合 勤続20年 21.00月分 28.875月分	同じ
	勤続25年 33.75月分 44.55月分	
	勤続35年 47.50月分 62.70月分	
	最高限度額 60.00月分 62.70月分	
	その他の加算措置	
	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
	退職時特別昇給	退職時特別昇給 退職時特別昇給 1号
	島根県市町村職員の退職手当に 関する条例の規定(退職手当の算 定の基礎)に定める範囲で行う。	
	定年退職: 最高2号までの範囲以内	
	勤奨退職: 最高3号までの範囲以内	

時 間 外 勤 務 手 当	平成14年度	支 給 総 額	4,538千円
		職員1人当たり支給年額	69千円
	平成13年度	支 給 総 額	14,439千円
		職員1人当たり支給年額	216千円

(平成15年4月1日現在)

区 分	内 容		国の制度と の 異 同	国の制度と 異なる内容	
扶養手当	配偶者	14,000円	同じ		
	配偶者以外の扶養親族 2人まで1人当たり月額	6,000円			
	扶養親族でない配偶者がいる場合1人目	6,500円			
	配偶者がいない場合1人目	11,000円			
	その他の扶養親族1人当たり	3,000円			
	満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人当たり	5,000円			
住居手当	借家・借間 居 住 者	支給対象額：12,000円を超えるもの 支給限度額：27,000円	同じ		
	持 家 居 住 者	新築・購入から5年間	2,500円	同じ	
		その他	1,000円		
通勤手当	交通機関 利 用 者	全額支給限度額	45,000円	同じ	
		1/2加算限度額	5,000円		
		最高支給限度額	50,000円		
	自動車等 利 用 者	5km未満	2,000円	同じ	
		5～10km未満	4,100円		
		10～15km未満	6,500円		
		15～20km未満	8,900円		
		20～25km未満	11,300円		
		25～30km未満	13,700円		
		30～35km未満	16,100円		
35～40km未満		18,500円			
40km以上	20,900円				

8. 特別職の報酬等の状況 (平成15年4月1日現在)

区分	町 長	助 役	収入役	議 長	副議長	議 員
給 料	600,000円	541,450円	477,700円			
報 酬				288,800円	239,400円	199,500円
期末手当						
6月期	1.70月分	同じ	同じ	同じ	同じ	同じ
12月期	1.80月分					
計	3.50月分					

※期末手当の加算措置は平成17年3月までカット

9. 部門別職員数の状況 (特別職・教育長除く)
条例定数85人 (各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数
		平成15年度	平成14年度	
一般行政部門	議 会	1人	1人	
	総 務	22人	19人	3
	税 務	3人	3人	
	農 林 水 産	9人	12人	▲3
	商 工	1人	1人	
	土 木	7人	9人	▲2
福祉関係部門	小 計	43人	45人	▲2
	民 生	6人	7人	▲1
	衛 生	4人	4人	
特別行政部門	小 計	10人	11人	▲1
	教 育	16人	16人	
普通会計	計	69人	72人	▲3
公営企業等	水 道	5人	5人	
	下 水	2人	2人	
	国 保 会 計	2人	2人	
	小 計	9人	9人	
合 計		78人	81人	▲3

(注)1 職員数は、一般職員に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時職員または非常勤職員は除いています。

10. 財政健全化計画に伴う給与等の抑制措置

区 分	内 容
特 別 職	給料の減額/町 長……………20% /助役、収入役、教育長…………15% 報酬の減額/議会議員……………5%
一 般 職	給料の減額……………5%~1% 手当の減額/管理職手当……………3%

11. 定員適正化計画の数値目標

第2次定員適正化計画期間 平成14年度~平成16年度

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
減員見込数	1	2	2
年度末職員数	80	78	76
条 例 定 数	85	85	85

定員適正化計画の年次別進捗状況

(平成15年4月1日現在)

区 分	計画前年度	平成14年度	平成15年度
減 員		5	
増 員			2
差 引		5	
年度末職員数	81	76	

川本町職員の給与等の状況

町職員の給与は、基本給と扶養手当、住居手当、通勤手当や民間の賞与にあたる期末・勤勉手当などがあり、国家公務員の給与制度に準じて条例、規則で定められています。

1. 人件費の状況（平成14年度普通会計の決算状況）

区 分	住民基本 台帳人口 (H15.3.31現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	H13年度の 人件費率 (参考)
平 成 14年度	人 4,510	千円 4,560,518	千円 34,911	千円 701,010	% 15.4	% 17.0

(注) 1 人件費には、町長、助役、収入役、教育長、議員、その他特別職に支給される給与・報酬も含まれます。

2. 職員給与費の状況（平成15年度普通会計予算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
平 成 15年度	人 69	千円 275,237	千円 42,640	千円 109,928	千円 427,805	千円 6,200

(注) 1 職員給与費とは、人件費のうち一般職員に支給される給料、諸手当のことをいいます。職員手当には、退職手当は含まれていません。

2 給与費は、平成15年12月補正予算後に計上された額です。

3. 一般行政職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成15年 4 月 1 日現在）

区 分	川 本 町	県 内 町 村
平均給料月額	339,400円	335,000円
平均年齢	43歳05月	40歳11月

4. ラスパイレス指数の状況

区 分	平成15年度	平成14年度	平成13年度
川 本 町	96.5%	96.4%	98.4%
県 内 町 村	99.2%	99.9%	100.3%

5. 職員の初任給の状況（平成15年 4 月 1 日現在）

区 分		川 本 町		国	
		決 定 初 任 給	採用 2 年 経 過 後 給 料	決 定 初 任 給	採用 2 年 経 過 後 給 料
一 般 行 政 職	大学卒	169,785円	183,744円	171,500円	185,600円
	高校卒	138,105円	147,708円	139,500円	149,200円

6. 一般行政職の級別職員数の状況（平成15年 4 月 1 日現在）

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
標準的な職務内容		主 事 補	主 事	主任主事	係 長 主任主事	主 幹 主 係	主 幹 主 係	主 査 主 課長補佐	課 長 局 長
職 員 数		人	6人	5人	11人	8人	6人	17人	9人
構 成 比		%	9.7%	8.1%	17.7%	12.9%	9.7%	27.4%	14.5%
参 考	1 年 前 の 構 成 比	1.5%	9.2%	6.2%	16.9%	9.2%	12.3%	30.8%	13.9%
	2 年 前 の 構 成 比	6.2%	4.6%	6.2%	20.0%	3.0%	12.3%	32.3%	15.4%

(注) 1 川本町の給与条例に基づく給料表の、級区分による一般行政職の職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

用語の解説

普 通 会 計…町の会計には、一般会計と特別会計の2種類があります。

普通会計とは、一般会計と住宅新築資金等貸付会計を合わせたものです。

実 質 収 支…歳入総額から歳出総額を差し引いた決算額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額です。

一 般 行 政 職…職員の職種区分で、税務職・看護保健職・企業職・技能労務職・教育公務員を除く、一般的な行政事務に携わる職種です。

給 料…基本給をいいます。

給 与…給料と職員手当のうち、扶養手当・時間外勤務手当・管理職手当・特殊勤務手当・期末手当・勤勉手当・寒冷地手当・通勤手当・住居手当・宿日直手当を合わせたものです。

ラスパイレス指数…国家公務員の給与水準と比較する場合に用いられているものです。

指数は、国家公務員給与水準を100とした場合の比較です。

一般的に、100を超えれば国家公務員の給与水準より高いといわれています。

地球の環境願い熱演

住民参加型ミュージカル 10/18~19



つめかけた観客の感動を呼んだ、「愛と地球と競売人」

地球の環境保護を訴える住民参加型ミュージカル「愛と地球と競売人」が悠邑ふるさと会館であり、満席の観客に環境保全の尊さを訴えました。

五月のオーディションを経て練習を重ねてきた出演者百人は、悠邑ふるさと吹奏楽団の演奏にあわせ、歌や踊りを熱演。二年ぶりの川本公演に続き、一週間後には、舞台芸術による村おこしで有名な富山県利賀村でも上演しました。出演者は今、記念の写真集づくりに取り組んでいます。



『その油断 火から炎へ 災いへ』

火災防止を呼びかける町内3保育所の子どもたち

ご参加・ご声援ありがとうございました

スポーツ競技結果

第48回川本町一周駅伝競走大会

11月8日(土)

◆一般・職域の部(17チーム出場)

優勝 陸友会 1時間27分45秒
準優勝 川本高等学校 1時間29分56秒
3位 大田走ろう会 1時間29分57秒

◆自治会の部(3チーム出場)

優勝 因原自治会 1時間31分55秒
準優勝 三原連合自治会 1時間36分27秒
3位 三島自治会 1時間44分36秒

◆中学校の部・男子(3チーム出場)

優勝 川本中3年生 1時間37分38秒
準優勝 川本中野球部 1時間47分09秒
3位 川本中陸上部 1時間54分12秒

◆中学校の部・女子(1チーム出場)

優勝 川本中女子 1時間55分30秒

個人記録はホームページに

掲載しています

<http://www.kawamoto-town.jp/Kyoikuiinkai/Ekiden/ekidenKekka48.htm>



第9回川本町親睦ビーチボールバレー大会

11月23日(日) 川本中学校体育館

◆男女混合の部(17チーム出場)

優勝 ガンマ(出雲市)
準優勝 南佐木
3位 三原連合、無名(川本町)

◆女子の部(7チーム出場)

優勝 川本町商工会女性部
準優勝 チェリース(因原)
3位 マミーズ(因原)
プチフォー(出雲市)

多彩なイベント 産業祭にぎわう

11/1~2

第27回川本町産業祭が、中央大通りを会場に開かれました。沿道には地元商店や国際交流協会などのテントが軒を連ねて店開き。恒例の綱引き大会や婦人会の踊り、川本小バトン鼓笛隊や川本中吹奏楽部の演奏、よさこい踊りなど、多彩なイベントが繰り広げられ、絶好の行楽日和の中、大勢の人出でにぎわいました。



第8回川本町綱引き大会

男子の部

優勝	南佐木自治会綱組
準優勝	南佐木自治会引組
3位	谷町青年部
ユニーク賞	川本BUDDY
敢闘賞	西

女子の部

優勝	まだまだ若妻
準優勝	みなみちゃん
3位	川本よさくる
敢闘賞	銀乃舞姫

※「地元食材加工品コンテスト」に寄せられたレシピは、1月号からシリーズで紹介します。

ふるさとで初の個展

オリジナル帽子14点

11/10~12/5



枝の先に飾った帽子を囲み、訪れた人と笑談する安地さん

川本町出身の安地賢次さんが、オリジナルデザイン帽子の帽子を飾った初の個展「頭等（ずら）」を、ギャラリー・マエダで開きました。東京で服飾デザインなどを手掛けるかたわら帽子作りに興味を持ち、今夏の帰省時にギャラリーを訪れたのが個展開催のきっかけ。場内には、外国製の古着やはぎれなどを使った秋冬物のハンティングキャップなど、十四点を展示。「ふるさととは、人の温もりを感じます。将来は川本を拠点に活動したい」と意気込んでいました。

大和まつりで 大型紙芝居を披露



川本、邑智、大和三町村の住民有志でつくる地域づくりグループ「人と人のスクラムネット・悠邑の里」が、大和町の産業祭で手づくりの大型紙芝居「かっぱのすもう」を披露し、子どもたちの関心を引きました。

問合せ 役場住民課

☎0855-72-0632

表彰おめでとうございます**平成15年度島根県各種功労者表彰**

地方自治／森原 忠夫さん

地域活動／瀧谷 秀夫さん

商 工／前田 恭三さん

教 育／井川 譲さん

知事が毎年、地方自治、産業、文化など、各分野に功績が顕著な方に対し実施しています。

平成15年度「島根あいてい達者」**島根県知事表彰**

伊藤 要三さん

知事が毎年、県内に在住する65歳以上の高齢者で、ITの活用に熱心に取り組んでいる方（5人程度の個人またはグループ）に対し実施しています。

県のホームページ

<http://www.pref.shimane.jp/section/josys/ai/aitei/index.html>

**石見交通バスの
正月ダイヤ**

- ◆ 石見交通の定期バスは、1月1日から1月3日まで、土曜・日曜・祝日ダイヤで運行します。
- ◆ 運転内容は、各バス停留所に掲示していますが、不明の点はお問い合わせください。

問合せ 石見交通大田営業所

☎0854-82-0662

福 祉**有料道路の障害者割引制度**

12月1日から、有料道路の障害者割引制度が変わりました。

- ◆ 従来の割引チケットが廃止され、今後は料金所において手帳の記載事項を確認することにより割引されます。割引対象の方には、役場で事前に登録のスタンプを押印します。
- ◆ ETC（電子料金徴収システム）を利用する場合も、割引の対象となります。ただし、事前にETC利用登録が必要です。

※ ETCを新たに購入される場合は、(財)道路サービス機構などによる購入助成があります。

対象者（変更はありません）**①本人が運転する場合**

身体障害者手帳をお持ちの方。

②本人以外の方が運転し、本人が同乗する場合

身体障害者手帳「1種」または療育手帳「A」をお持ちの方。

申請手続

手帳へ登録の記載をしますので、手帳、自動車車検証、運転免許証（本人が運転する場合）を持って役場へお越しください。

※平成16年5月31日までは、従来の割引チケットが利用できます。

問合せ 役場健康福祉課

☎0855-72-0633

**リフト付き自動車
改造・購入の助成**

身体障害者の移動に必要なリフト付き自動車の改造・購入費を助成します。平成15年4月1日以降に改造・購入をされた方や、今後その予定がある方はご連絡ください。

対象者 川本町に住所を有する身体障害者手帳所持者のうち、下肢または体幹機能障害を有する方。

対象経費 上記の対象者またはその介護者が所有するリフト付き自動車の改造・購入にかかる経費。ただし、リフト付き自動車購入の場合は、標準車両価格との差額分が対象となります。

助成額 改造・購入にかかる経費の2/3の額（ただし40万円を限度）から、所得に応じて定められた基準額を控除した額。

問合せ 役場健康福祉課

☎0855-72-0633

**チャイルドシート
購入の助成**

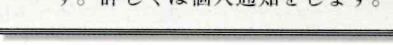
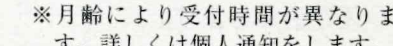
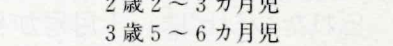
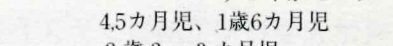
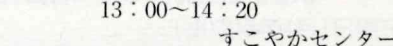
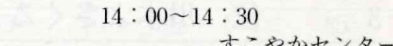
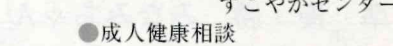
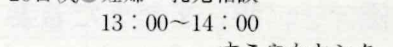
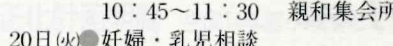
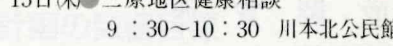
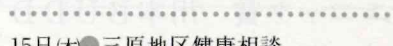
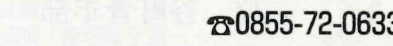
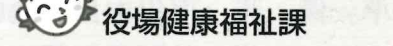
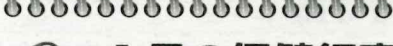
対象者 川本町に住所を有し、乳幼児（小学校入学までの子ども）を現に保育している保護者。

助成額 チャイルドシート1台につき、購入価格の1/2の額（100円未満の端数は切り捨て）で15,000円を限度とします。

申請手続 領収書、品名または型式がわかる書類、印鑑をお持ちの上、役場へお越しください。

問合せ 役場健康福祉課

☎0855-72-0633

**1月の保健行事**

役場健康福祉課

☎0855-72-0633

15日(木) ●三原地区健康相談

9:30～10:30 川本北公民館

10:45～11:30 親和集会所

20日(火) ●妊婦・乳児相談

13:00～14:00

すこやかセンター

●成人健康相談

14:00～14:30

すこやかセンター

22日(木) ●乳幼児健診

13:00～14:20

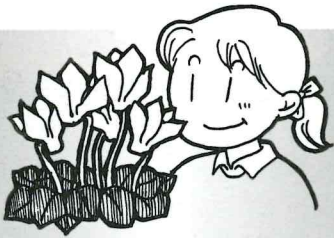
すこやかセンター

4.5カ月児、1歳6カ月児

2歳2～3カ月児

3歳5～6カ月児

※月齢により受付時間が異なります。詳しくは個人通知をします。



情 報 交 差 点

じょうほう
こうさてん

川本町役場総務課

〒696-8501
島根県邑智郡川本町大字川本545-1
☎ 0855-72-0631
Fax 0855-72-0635
Hp <http://www.kawamoto-town.jp/>
E-mail kawamoto@kawamoto-town.jp

男	2,180人 (2,224)
女	2,334人 (2,378)
計	4,514人 (4,602)
うち65歳以上	1,630人 (1,622)
うち15歳未満	464人 (491)
世帯数	1,968戸 (1,993)

平成15年12月1日現在の住民登録による
() は前年同月

ごみ収集

笹畑クリーンセンター 年末・年始ごみ収集日程

通常収集

- ◆12月29日(月)までです。
- ◆12月30日(火)から1月4日(日)までは休業します。

持ち込む場合

- ◆12月26日(金)までです。
(祝日、土・日曜日除く)
- ◆ただし、
12月21日(日) 9:00~15:00
12月28日(日) 9:00~12:00
は休日の受け入れを行います。
※粗大ごみの持ち込みはできません。28日は大変混み合いますので、早めの持ち込みをお願いします。

※10月から新しい分別収集が始まりましたが、正しく分別されていない場合が

あります。1月から、分別方法が正しくないとい『出し直しシール』を貼り、収集を行いません。皆様のご協力をお願いします。

問合せ 役場住民課

☎0855-72-0632



園児募集

平成16年度保育所入所受付

日時・場所 1月16日(金)

川本保育所 (60人定員)

9:00~11:30

因原保育所 (30人定員)

13:30~15:00

川本北保育所 (20人定員)

15:30~16:30

※当日、都合のつかない方は、1月19日以降、保育所または役場へお越しください。

※年度途中入所を希望している方もお越しください。

必要書類等 入所申込書、就労証明書、平成15年の源泉徴収票または確定申告書の写し、印鑑

入所要件 保護者が家庭で児童の保育を十分できない場合など。

問合せ 役場健康福祉課

☎0855-72-0633

平成16年度 川本幼稚園入園受付

1年保育課程

平成10年4月2日~平成11年4月1日までに生まれた幼児

2年保育課程

平成11年4月2日~平成12年4月1日までに生まれた幼児

※混合保育1学級です。

日時・場所

1月14日(水)~15日(木)

9:00~17:00 川本幼稚園

持参するもの 印鑑

問合せ 教育委員会教育課

☎0855-72-0704



暮らし

除雪作業にご協力ください

路上駐車をしない

交通の妨げになります。

除雪車が作業中の場合、30m以内に近寄らない

雪の中にある碎石などが飛散する場合があります。

右側走行除雪も行います

道路条件などにより右側走行で除雪する場合があります。

道路を広く使いましょう

私有物や木材などが路上にはみ出していると事故の原因になります。

路上で遊ばない・遊ばせない

一般車両に対しても危険です。

排雪にご協力

田畑や山林などに排雪することがあります。

木や竹を切ることがあります

雪の重さで倒れた木や竹が道路をふさいでいる場合、所有者の了解を得てから切るように努めますが、緊急の場合は無断で切ることもあります。

除雪時刻は異なります

迅速な作業を心がけますが、降雪量などにより早い箇所・遅い箇所が生じますのでご理解ください。

問合せ 島根県川本土木建築事務所

☎0855-72-9620

役場建設課

☎0855-72-0637

「就職フェアしまね」の開催

来春、大学・短期大学・専修学校などを卒業する方や平成15年3月に卒業して未就労の方を対象に、県内企業による面接・情報提供などを行います。

日時・場所 1月13日(火)

13:00~ 松江テルサ

問合せ ふるさと島根定住財団

☎0852-28-1322

国民年金の保険料納付

◆保険料は、20歳から60歳まで納めることになっています。納め忘れがあると将来、受け取る年金額が少なくなったりしますので、きちんと納めましょう。

◆納付は、銀行・郵便局・農協・信用金庫・労働金庫などで納める方法と、便利な口座振替があります。

不審文書にご注意を

最近、日本国民年金協会の名をかたり、年金受給者に対し、過払い分の返納を督促する不審文書が送付される事例が発生しています。不審な文書を受け取った場合はご連絡ください。

浜田社会保険事務所

☎0855-22-0670

子ども歳時記 -file 26-

広報かわもと 12月 No.392
平成15年12月20日発行



ドイツ・ウルム市からの招待を受け、初の海外公演を行った川高ブラス。交流の様子を記念誌にまとめました。

※記念誌は、かわもと図書館・公民館・役場でご覧いただくことができます。

photo: 2003.12.8 川本高校吹奏楽部3年 會下美恵子さん・表 千恵さん
菊池 幸香さん・山内佳奈子さん

発行／川本町役場 編集／総務課
〒696-8501 島根県智郡川本大字川本545番地1
ホームページアドレス <http://www.kawamoto-town.jp/> FAX.0855-72-0635
TEL.0855-72-0631 E-メールアドレス kawamoto@kawamoto-town.jp

編集後記

特集でお伝えした通り「地域制調」最終答申が示されました。今後のまちづくりのキーワードはズバリ「地域の力」ではないでしょうか。▼まち

を形づくる一つひとつの地域が、どのように地域資源を再発見し、地域コミュニティにつなげていくのか、さまざま「地域の姿」を紹介したいと思います。▼来年もよろしく願っています。(K)



- 「のこりの時間を趣味に」
- 子どもの頃から好きだったこと、それは大人になっても、ずっと温め続けておりました。退職してから、時間を自由に、気の向くままに、遣うことができるようになって、気の向くままに、趣味を楽しんでおります。
- 拙い短歌で紹介しましょう。
- 一 手を引かれ 橋渡りゆきし 雨の日の 筆持つわが手に 父の温もり
 - 二 幼き日 はじめて書きし 寒菊の詩 先生のことば 今もあたらし
 - 三 夢ならむ プラバホールに 歌ふわれ 六十路を迎へ 胸のたかぶる
 - 四 集落に たった一人の 一年生 風も太陽も おまえを見てゐる(孫に)
 - 五 いつの日も やさしくなじむ 作業服 農に生まれし われをいとしむ

最後の二首は、私の愛唱歌ですが、健康でなければ歌うことはできません。趣味を通して親しくしていただき、ご指導くださるみなさんに感謝しながら、余りの時間を大切に送りたいと思っています。

私の趣味

44 梶 景子

— 川本町川下 —